

平成29年度

おかげさまで「設備貸与」は50周年

設備貸与制度のご案内

長期

3年～10年

低利

年1.3%～1.7%

(固定金利) 東日本大震災で直接被災した企業は更に-0.1%

無担保

金融機関融資と別枠です

制度のしくみ

この「設備貸与制度」は、岩手県内の中小企業の皆様が必要とする機械、設備をセンターが購入し、長期・低利で貸与する公的制度です。

区 分	設備貸与(割賦販売)	リース
対象企業	県内に事業所・工場を有する中小企業 (企業組合・協業組合含む)	県内に事業所・工場を有する中小企業 (企業組合・協業組合含む)
貸付期間	3年～10年 (導入設備耐用年数上限) (右記③を満たせば10年以内で2年延長可能)	3年～10年 (導入設備耐用年数上限) (右記③を満たせば10年以内で2年延長可能)
貸付限度額 (消費税含む)	100万円～1億円 (右記①を満たせば2億円)	100万円～1億円 (右記①を満たせば2億円)
対象設備	設備(建物を除く)	汎用設備(中古・車両を除く)
保証金	貸与額の10% (右記①を満たせば5%) (最終償還時に返済)	——
利 息 (貸与損料)	年率1.30%～1.70%(固定金利) (お申込企業様の財務内容により決定) (右記②を満たせば-0.1%)	——
リ ー ス 料 (月 額)	——	5年=1.867%(参考) 7年=1.389%(参考)
連帯保証人	法人:代表者1人 個人不要(経営者保証ガイドラインに準拠)	

※運賃・取付工事は貸付の対象となりますが、建物部分・基礎工事は対象外です。一部、対象とならない業種、設備がございますので詳しくはセンターにお問合せ下さい。

① 次の企業は貸付限度額2億円
及び保証金5%対応が可能です

- ① 中小企業等経営強化法に基づく計画認定企業
(経営革新・異業種連携)
- ② 中小企業地域資源活用促進法に基づく事業計画認定企業
- ③ 農商工等連携促進法に基づく事業計画認定企業
- ④ いわて希望ファンド、いわて農商工連携ファンド採択企業
- ⑤ 自動車関連産業生産体制強化計画認定企業
- ⑥ 加工高に対する県内企業への外注比率が10%以上の企業
- ⑦ 県内企業5社以上に下請発注している企業
- ⑧ 県内企業への下請発注額が1,000万円以上の企業
- ⑨ 今回の設備を設置することで⑥～⑧のいずれかに該当する企業

② 次の企業は適用利率から0.1%の引き下げ
及び据置期間2年の対応が可能です

東日本大震災で設備又は事業所が被災し、市町村等が発行する罹災証明書等の発行を受けている中小企業

③ 次の企業は貸付期間について耐用年数プラス
2年以内(最長10年)の対応が可能です

商工会及び商工会議所を経由して申込をした企業

お問い合わせ

総務金融部

金融チーム

☎019-631-3821